

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付要領

第1条 趣旨

この要領は、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に必要な事項を定めるものとする。

第2条 費用の算定

補助金額は、別表1により算定する。

第3条 端数計算

補助金額等の額は、1,000円単位とし、1,000円未満の金額があるときは、その金額を切り捨てとする。

第4条 探査面積

小数点以下を切り捨てとし、整数止めとする。

第5条 申請事項

申請を行う事項は、次のとおりとし、当該申請は、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付申請書（様式第2号）により行うものとする。

- (1) 申請箇所の位置に関すること。
- (2) 申請箇所の土地の権原に関すること。
- (3) 磁気探査の範囲に関すること。
- (4) 磁気探査費用に関すること。

第6条 申請に要する書類

申請には、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付申請書
- (2) 案内図
- (3) 計画図（敷地面積、建物面積、探査範囲（面積、深さ）が確認できるもの）
※経層探査、鉛直探査がある場合は、設計図面、土質ボーリング柱状図、貫入深度計算結果を添付すること。
- (4) 現況写真（敷地全体が確認できるように撮影し、撮影の日付を入れる。また、撮影方向がわかる図を添付する。）
- (5) 磁気探査見積書（県が策定した最新の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿で、県内調査業務（磁気探査）に登録された3業者以上から徴する。）
（項目等は、別表2により作成する）
- (6) 住宅等の建設予定地であることを確認するための資料
 - ア 建築確認済証の写し（確認が下りていない場合は建築確認引受証の写し）
 - イ 開発行為許可通知書の写し（許可が下りていない場合は開発行為許可申請書の写し）
- (7) 土地登記簿及び公図の写し

(8) その他知事が必要と認める書類

第7条 完了検査

施主は、要綱第14条の完了検査を受けるときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 住宅等開発磁気探査費補助金完了報告書
- (2) 探査測線図（探査範囲（面積、深さ）が確認できるもの）
※実施数量等確認できる図面を添付すること。
- (3) 探査実施状況写真（磁気探査数量が確認できるもの）
- (4) 磁気異常箇所図面および写真（各異常点が確認できるもの）
- (5) 記録紙原本（探査測線・延長がわかるように添え書きしたもの）
- (6) 埋没弾発見台帳
- (7) 磁気探査業務契約書（収入印紙付）
- (8) 沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金 交付決定通知書の写し
- (9) 着手届
- (10) 建築確認済証（申請時に提出していない場合）
- (11) その他知事が必要と認める書類

※案内図及び上記(2)～(6)については、磁気探査業務報告書に取りまとめを行い、電子媒体（CD-R等）も2部提出する。

第8条 法規制の解除等

建物の建設等に必要な法規制の解除等の手続きは、磁気探査着手前までに申請者で行うこと。

第9条 不発弾等が発見された時の対応等

申請箇所では不発弾等が発見された場合、所轄警察署、申請予定票を提出した市町村及び沖縄県知事公室防災危機管理課不発弾対策班に直ちに報告すること。

2 上項の時、安全に処理されるまでにかかる経費（建築工事等の中止、または期間延長に係る費用等）は、補助金の対象外である。

第10条 事前協議

補助金の交付の申請を行おうとする者は、申請に先立ち、沖縄県住宅等開発磁気探査事業申請予定票（様式第1号）を民間工事予定地の所在する市町村へ提出し、知事と事前協議を行わなければならない。

第11条 提出部数

この要綱に規定する申請書その他の書類の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

第12条 交付決定に要する期間

交付申請があったとき、交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、申請書の提出を受けた日から起算して14日以内とする。

第13条 変更申請に要する書類

変更申請には、住宅等開発磁気探査費補助金変更交付等申請書を提出しなければならない。

また、金額や数量の変更を伴う場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 変更見積書
- (2) 変更計画図（敷地面積、建築面積、探査範囲（面積、深さ）が確認できるもの）
※経層探査、鉛直探査がある場合は、設計図面、土質ボーリング柱状図、貫入深度計算結果を添付すること。
- (3) 異常点位置図
- (4) 磁気異常測定値一覧表
- (5) 探査数量変更理由
- (6) その他知事が必要と認める書類

第14条 追加交付決定額の積算

追加交付決定額は以下の方法により算出した額とする。

- (1) 当初の交付決定額に見積価格を採用している場合
知事が算出した変更費用に（当初交付決定額÷当初知事が算出した費用）を乗じた額
なお、（交付決定額÷知事が算出した費用）の値は、最小少数位を小数点5位とし、5位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 当初の交付決定額に知事が算出した費用を採用している場合
知事が算出した費用と変更見積価格のうちいずれか低い金額

第15条 確認探査の対象磁気量

確認探査の対象となる磁気量は、 0.7μ ウェーバー（1 Gauss・平方センチメートル）以上とする。

附 則

この要領は、平成25年5月2日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

費目	費目の内容
<p>探査費</p>	<p>探査費</p> <p>(1) 磁気探査業務 (探査)</p> <p>① 水平探査</p> <p>② 経層探査 (特別な事由がある場合)</p> <p>③ 鉛直探査 (特別な事由がある場合)</p> <p>④ 器材運搬費等</p> <p>⑤ 諸経費</p> <p>(2) 磁気探査業務 (解析業務)</p> <p>① 水平探査</p> <p>② 経層探査 (特別な事由がある場合)</p> <p>③ 鉛直探査 (特別な事由がある場合)</p> <p>④ その他原価</p> <p>⑤ 一般管理費等</p> <p>(3) 確認探査</p> <p>(4) 業務価格</p> <p>(5) 消費税相当額</p> <p>(6) 業務委託費</p>

別表 2 (第 6 条関係)

項目	見積もり書の作成
<p>探査費用の算出</p>	<p>1 構成費目 []は単位。</p> <p>(1) 探査業務</p> <p>① 水平探査</p> <p>1) 一次探査[m2]</p> <p>2) 経層探査 (特別な事由がある場合) [m2]</p> <p>3) 確認探査[m2] (申請時は、5,000m2あたり12点と計上し積算する。)</p> <p>② 鉛直磁気探査 (特別な事由がある場合)</p> <p>1) 測点設定[点]</p> <p>2) ホールリング(ロータリ-式) [m]</p> <p>3) 探査(ロータリ-式) [m]</p> <p>③ 器材運搬費等[回]</p> <p>④ 諸経費[式]</p> <p>(2) 解析業務</p> <p>① 水平磁気探査</p> <p>1) 計画準備[業務]</p> <p>2) 解析[m2]</p> <p>② 鉛直磁気探査 (特別な事由がある場合)</p> <p>1) 計画準備[業務]</p> <p>2) 解析[m]</p> <p>③ その他原価[式]</p> <p>④ 一般管理費等[式]</p> <p>(3) 業務価格[式]</p> <p>(4) 消費税相当額[式]</p> <p>(5) 業務委託料[式]</p>